農業委員会総会議事録

（令和８年３月９日開催分）

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時　令和８年３月９日（月）午後３時００分
場所　熊本市中央区二の丸１番１−２号　桜の馬場城彩苑　多目的交流施設

農業委員２４名

1番　西冨　大二郎	2番　深水　進	3番　西村　清敏
4番　牧坂　邦夫	5番　福原　幸一	6番　葭村　誠一
7番　網田　稔	8番　徳永　芳也	9番　東　哲治
10番　田中　敏郎	11番　田中　友博	12番　森山　哲也
13番　林田　智博	14番　谷口　憲治	15番　坂本　修
16番　内田　勤矢	17番　宮本　淳一	18番　松田　則康
19番　上村　悦美	20番　福嶋　徳行	21番　上島　惠二
22番　木下　三智也	23番　牧野　正治	24番　上田　隆幸

午後　３時　１３分　開会

事務局　　皆さん、こんにちは。
すみません、ちょっと時間が過ぎてしまいましたが、今から熊本市農業委員会総会を開会いたします。
本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数２４名全員出席で、農業委員会等に関する法律第２７条第３項に規定する定足数に達しており、総会が成立しておりますことを報告します。
それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会　　長　　皆さん、こんにちは。
長らくお待たせいたしました。１５分というところ遅れましたこと大変申し訳なく思います。
本日はご多用の中、農業委員総会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。
早いもので本日の総会は令和７年度最後の総会となります。本年度から地域計画のブラッシュアップが本格化しており、いろいろな課題や成果があったことと思います。来年度以降も委員と職員一丸となって農業委員会活動に取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様、よろしくお願いいたします。
それでは、本日の総会は農地法に基づく許可申請や農地利用集積促進計画案などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

事務局　　ありがとうございました。
総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第４条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議　　長　　それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第３の議事録署名者及び総会書記指名をいたします。
本日の議事録署名者には２番の深水進委員と３番の西村清敏委員を、書記に事務局の島崎裕紀主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。
本日の議事は、第１号議案、農地法第３条の規定に基づく許可申請から追加議案、農地法第１８条第１項の規定に基づく許可申請までの

８件でございます。

初めに、第１号議案、農地法第３条の規定に基づく許可申請３８件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第３条第２項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１５番　坂本修委員

１５番委員、坂本です。

１番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１番は、経営拡張のための所有権移転に伴う申請です。譲受人は畜産業を営む法人で、申請地には許可後、イタリアンライグラスを作付される計画です。また、農地所有適格化法人の要件を満たしていることを提出された資料で確認しております。

以上１件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようでございますので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定します。

次は、２番。

１２番　森山哲也委員

１２番委員、森山でございます。

２番から４番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

２番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、

キャベツを栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付けされる計画です。

３番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはタマネギを作付される計画です。

４番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付けされる計画です。

以上３件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２番から４番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、５番。

１０番　田中敏郎委員

１０番委員、田中です。

５番から６番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

５番は、子への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は果樹、水稲を栽培されている農家で、申請地には、ミカン、水稲を栽培される計画です。

６番は、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

以上２件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いい

たします。

議　　長　　ただいま５番、６番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成ですので、許可することに決定いたします。
次は、７番、説明お願いいたします。

１１番　田中友博委員

１１番委員、田中です。
７番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
７番は、子への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。
以上１件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま７番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見ないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、８番。

１３番　林田智博委員

１３番委員、林田です。

８番から１８番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

８番は、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、水稲を栽培されている兼業農家で、申請地には許可後、水稲を作付される計画です。

９番と１０番は関連で、耕作の便宜上の交換のための所有権移転の申請です。申請人はいずれも、水稲を栽培されている専業農家で、申請には許可後、水稲を作付される計画です。

１１番は、営農型太陽光発電設備の設置期間満了に伴う区分地上権設定のための更新４回目の申請です。太陽光発電設備設置者と営農者が異なり、設置者は空中部分を利用することから、３条許可を必要とされるものです。申請地では、サカキを栽培されており、営農も良好であるとして、設定期間は３年間が妥当であると判断いたしました。なお、支柱等の部分については、同時に５条も申請されております。

１２番と１３番は関連で、経営拡張のための賃借権設定の申請です。譲受人は、施設野菜を栽培されている法人で、申請地には許可後、ベビーリーフを作付される計画です。なお、事業要件、役員要件など農地所有適格法人の要件については添付書類により問題ないことを確認しております。

１４番と１５番は関連で、耕作の便宜上の交換のための所有権移転の申請です。１４番の譲受人は水稲を栽培されている兼業農家で、申請地には許可後、水稲を作付される計画です。１５番の譲受人は、水稲を栽培されている専業農家で、申請地には許可後、水稲を作付される計画です。

１６番は、親族へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、水稲を栽培されている専業農家で、申請地には許可後、水稲を作付される計画です。

１７番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稲を栽培されている専業農家で、申請地には許可後、水稲を作付される計画です。

１８番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稲を栽培されている兼業農家で、申請地には許可後、水稲を作付される

計画です。

以上１１件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま８番から１８番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は１９番。

２４番　上田隆幸委員

２４番委員、上田です。

１９番及び２０番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

１９番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、麦を作付しており、許可後は申請地にて水稲、麦を作付する予定です。

２０番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲を作付しており、許可後は申請地にて水稲を作付する予定です。

以上２件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１９番から２０番について地元委員よりご報告がございましたが、１９番の譲受人が議席番号５番、私に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定による議事参与の制限により、議事に参与することができません。よって、私は１９番の関係案件の審議終了まで議場から退室いたします。議事の進行は副会長の牧野委員にお願いいたします。

（５番　福原幸一委員　退室）

副議長　　それでは、１９番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見はございませんか。

一　　同　　なし。

副議長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
それでは、福原委員に入室をお願いします。
（５番　福原幸一委員　入室）

議　　長　　それでは、引き続き、先ほど地元委員からのご報告がございました２０番について、何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、２１番。

１８番　松田則康委員

１８番委員、松田です。
２１番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。
２１番は、使用貸借権を設定し、後継者へ経営移譲される申請です。借受人は水稲を作付される兼業農家で、申請地には引き続き水稲を作

付される計画です。

以上１件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見ないようでございますので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、２２番。

２１番　上島惠二委員

２１番委員、上島です。

２２番から２８番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

２２番は経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は露地野菜等を作付される専業農家で、許可後は露地野菜を作付される計画です。

２３番と２４番は関連で、新規就農のため所有権を移転する申請です。譲受人は、会社に勤めながら二十数年家族経営の農業を手伝っており、今回農地を取得し露地野菜の生産、販売を行う予定です。許可後は、タマネギを作付する計画です。なお、譲受人には地区委員会に出席いただき営農計画書等について聞き取り調査を行ったところ、今回の申請については、何ら問題ないものと判断いたしております。

２５番は経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稲、スイカを作付される専業農家で、許可後はスイカを作付される計画です。

２６番は経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稲、スイカを作付される専業農家で、許可後はスイカを作付される計画で

す。

２７番と２８番は関連で経営拡張のため所有権を移転する申請です。譲受人は水稲、ジャガイモを作付される兼業農家で、許可後は水稲を作付される計画です。

以上７件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いします。

議　　長　　ただいま２２番から２８番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、２９番。

２０番　福嶋徳行委員

２０番委員、福嶋です。

２９番から３８番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

２９番は、所有権を移転し、弟へ贈与される申請です。譲受人はタマネギ、大根などを栽培される専業農家で、申請地にはニンニク、ジャガイモなどを作付される計画です。

３０番は、自家消費のための所有権移転の申請です。申請面積は８５５㎡の内の４８７㎡で、残る３６７㎡につきましては、自己用住宅の建設を予定されており、今回、同時に農地法第５条の申請が出されております。許可後は、自家消費用として大根、芋などを作付される計画です。

３１番は、新規就農のため貸借権を設定される申請です。借受人は、これまで農業関係の会社に５年間勤務され、主にミカンの栽培に携わってこられました。申請地には現在ミカンが植えられており、許可後

も現状のままミカンを栽培される計画です。借受人には、先日の地区委員会にご出席いただき、聴き取り調査を行った結果、何ら問題はありませんでした。

３２番は、現在借りておられる農地の所有権の移転の申請です。譲受人は、スイカ、メロン、水稲などを栽培される専業農家で、申請地では引き続きスイカを作付される計画です。

３３番は新規就農のため所有権を移転される申請です。譲受人は会社員ですが、アルバイトでトマト、ミカンなどを栽培に３年間従事されていたということです。許可後は栗、レモンなどの作付される計画です。譲受人には先日の地区委員会にご出席をいただき、聴き取り調査を行った結果、何ら問題はありませんでした。

３４番、３５番は関連で、代替地取得のための所有権移転の申請です。譲受人は、スイカ、ナスを栽培される専業農家で、申請地にもスイカとナスを作付される計画です。

３６番は、自家消費のための所有権移転の申請です。譲受人は造園業を営まれており、申請地にはご自身の業務で使用される苗木を植え付ける計画です。

３７番は、新規就農のための賃借権を設定される申請です。借受人は、ご主人が代表を務められる農業法人の事業に携わっておられ、今回の申請地におきましてはカボチャを作付される計画です。譲受人には先日の地区委員会にご出席をいただき、聴き取り調査を行った結果、何ら問題はありませんでした。

３８番は、自家消費のための所有権の移転の申請です。譲受人は無職で農業経験がありませんが、許可後は自家消費用として露地野菜を栽培する計画です。

以上１０件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２９番から３８番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

続きまして、第２号議案、事業計画変更承認申請２件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１８番　松田則康委員

１８番委員、松田です。

１番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１番は、不動産売買業を営む法人が令和７年４月１８日付で許可を受けた建て売り住宅の事業計画の一部を変更する申請です。

今回、当該地に隣接する農地を売却したいとの相談があり、当初の申請地６２８㎡建て売り住宅２区画から、申請地８３７㎡３区画へ変更するものです。農地区分は、農業公共投資の対象になっていない１０ｈａ未満の広がりのない、生産性の低い農地で、第２種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されました。

土地利用計画は、総事業面積８３７㎡に建て売り住宅３棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発へは変更申請中とのことです。工事期間は、令和９年１０月３０日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

また、今回の事業計画変更に伴い転用面積の変更が必要となることから、本申請と同時に農地法第５条の許可申請が提出されております。

以上１件、先の地区委員会で現地調査を行い、検討しました結果、立地基準の面、一般基準の面、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、承認することに決定いたします。
次は、２番。

２０番　福嶋徳行委員

２０番委員、福嶋です。

２番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

２番は、太陽光発電設備へ転用するため、令和６年１１月８日付で転用許可を受けておられましたが、当初計画での事業実施が困難となり事業計画変更承認申請をされたものです。

変更内容は、当初計画では雨水の処理を自然地下浸透により処理する計画でしたが、工事の着工直前に隣接する農地の所有者より雨水の流出を防止するための対策を要望されたことから、その対応策として当初の計画地と追加の申請地にU型側溝を布設して雨水を処理する計画に変更されるものです。

また、新たに当初の計画地内にU型側溝を布設することにより、太陽光パネルの設置枚数が当初計画していた１８０枚から１５９枚に変更となっております。なお、今回追加する申請地１，２５５㎡の内の１２３㎡につきましては、同時に地上権設定のため５条の申請が出されております。農地区分は当初計画地と同じく農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第２種農地で、土地の選定にあたっては隣接する農地の中で最も効率的に排水処理を行える土地として申請地を設定されたものです。変更後の資金計画などに問題はなく、転用面積も適正なものと判断いたします。また、転用により周辺農地の営農へ支障を及ぼすおそれもないものと思われます。工事期間は、許可日から令和８年６月３０日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上１件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い協議した結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たすとともに、事業計画変更の必要性認められることから申請は妥当なものと判断いたしま

した。ご審議方よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま２番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、承認することに決定いたします。
続きまして、第３号議案、農地法第４条の規定に基づく許可申請１件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、１番、お願いします。

１１番　田中友博委員
１１番委員、田中です。
１番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。
１番は、農家住宅及び農業用倉庫への転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上下水道の２管が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね５００ｍ以内に小学校、医療施設があることから、第３種農地と判断されます。
土地利用計画は、転用面積４９５㎡に木造平屋建ての農家住宅１棟と農業用倉庫１棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。農家住宅への転用のため、開発許可は不要です。申請地は、盛土規制法の宅地造成等規制区域ですが、盛土・切土は行わず、規制対象外であることを確認いたしております。工事期間は、令和８年１０月３１日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

議　　長　　ただいま１番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

続きまして、第４号議案、農地法第５条の規定に基づく許可申請１７件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いします。

それでは、１番、お願いします。

１５番　坂本修委員

１５番委員、坂本です。

１番から４番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１番は、近隣の歯科医院の親族が経営する同族会社で、不動産業並びに医薬品、医療用機材等の仕入れのほか、医療施設の医療事務等を行う法人が所有権を取得し、駐車場へ転用する許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上水管、下水管の２種が埋設される沿道の区域であって、申請地からおおむね５００ｍ以内に２つ以上の公益的施設がある第３種農地と判断されます。

土地利用計画は、通院患者数の増加により駐車場として１０台分を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和８年４月１日より令和８年８月３１日までの予定で、土地利用計画面積が５００㎡以下で盛土規制法の許可対象外であることを事業計画書並びに事業者に確認しております。また、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

２番は、土木工事業等を営む法人が賃借権を設定し、熊本県が実施する排水対策特別事業に係る護岸改修工事への通路として使用するための期間を限定した、一時転用の許可申請です。農地区分は、農用地区域内にある農地ですが、申請地を仮設工作物の設置及び一時的な利用に供するものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを農政担当課へ確認しております。

土地利用計画は、仮設道路として鉄板を敷く計画で、転用面積としては妥当なものと判断しております。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。工事期間は令和７年１１月１４日から令和８年３月３１日までの予定で、既に工事は行われており、これまで仮設通路敷地として使用してきたことに反省する旨と、今後このようなことがないように農地法を遵守する旨の始末書が添付されております。

３番は、土木工事業等を営む法人が所有権を取得し、建築条件付売買予定地へ転用する許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上水管、下水管の２種が埋設される沿道の区域であって、申請地からおおむね５００m以内に２つの教育施設がある第３種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地に宅地分譲１２区画のほか、新設道路、後退道路等を整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で開発行為事前審査回答済みとのことです。工事期間は令和８年４月１日から令和９年１０月３１日までの予定で、許可後は速やかに工事に着手されることを確認しております。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

４番は、土木工事業等を営む法人が所有権を取得して、建て売り住宅へ転用する許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない１０ｈａ未満の小集団の生産性の低い第２種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地に戸建住宅１１棟のほか、新設道路、後退道路、公園、ごみ置場等を整備する計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域で開発行為事前審査申出済みとのことです。工事期間は令和８年７月１日から令和８年１０月３０日までの予定で、許可後は速やかに工事に着手されることを確認しております。資力、信用等転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

以上４件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番から４番について地元委員よりご報告がございました

が、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は、５番。

１２番　森山哲也委員

１２番委員、森山です。

５番から７番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

５番と６番は関連で、不動産売買業を営む法人が所有権を移転して、建築条件付売買予定地へ転用する許可申請です。農地区分は、農地の広がりが１０ｈａ未満の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第２種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積１，２３６㎡に建築条件付売買予定地５区画を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については、問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定地域内で、開発指導課からの開発行為事前審査回答書が添付されております。工事期間は令和９年１２月２５日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認致しております。

７番は、農業を営む個人が所有権を移転して、農機具置場へ転用する許可申請です。農地区分は１０ｈａ以上の一団の農地の区域内にある第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の農業用施設の用に供するために行われるものに該当すると判断しました。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積２３４㎡にコンバイン、トラクター、ハーベスター、タイヤショベル、ユンボの農機具置場を整備する計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土、切土は行わず規制対象外であることを確認いたしております。工事期間は令和８年４月１０日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認致しております。

以上３件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま５番から７番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

もう一度言います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は、８番。

２２番　木下三智也委員

２２番委員、木下です。

８番と９番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

８番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない１０ｈａ未満の小集団の生産性の低い第２種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、他に適当な土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積４７０．３２㎡、転用面積３６６㎡に個人住宅、木造平屋建て１棟を建設される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定地域内で、開発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和９年９月３０日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

９番は、太陽光発電及び売電事業などを営む法人が賃借権設定による営農型太陽光発電設備のための期間満了に伴う更新４回目の一時転用の許可申請です。農地区分は、農振農用区域内の農地で原則不許可ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものとして、不許可の例外に該当すると判断しました。

土地利用計画は、事業面積６１３．７８㎡に高さ２．３ｍから３，１ｍの支柱を立て、太陽光パネル２０４枚、発電量４９．５ｋW、遮光率６９％で、パネルの直下面積は４６６㎡、支柱部分などの転用面積は３６．７４㎡です。太陽光パネルの下部においては、サカキを生産されていますが、本年２月の農作物の生産に係る状況報告においても、地域の平均的な単収２４ｋｇに対し、下部農地の単収は２２．４ｋｇで、比較すると９３．３％の収量があり、知見を有する者の意見書においても、８０％以上の収量の確保は、引き続き十分可能であるとの意見でした。また、支柱を含む営農型太陽光発電設備を撤去するために必要な資力を証する資金証明書に加え、事業終了時に設備の撤去費用を負担することの誓約書、毎年の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書が提出されており、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと判断されます。

なお、申請地は、地域計画の区域内ですが、令和７年１月３０日の協議の場において、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことを確認いたしております。

以上のことから、一時転用期間の３年間の更新は適当であると判断いたしました。

以上２件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま８番から９番について地元委員よりご報告がございました

が、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

もう一度言います。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

なお、９番は営農型太陽光発電設備への一部転用ですので、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。

次は１０番。

２４番　上田隆幸委員

２４番委員、上田です。

１０番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

１０番は、個人が所有権移転し、貸し資材置場へ転用し、自身が代表を務める法人へ貸し付けるための申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない１０ｈａ未満の広がりのない生産性の低い農地で第２種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地４１０㎡を基礎用玉石、砂利、型枠類、加工前木材、単管足場資材の仮置場として使用される計画で妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣地農地への影響ともに問題ありません。申請地は盛土規制法の宅地造成等工事規制区域ですが、盛土の厚さが３０ｃｍを超えない工事であり、許可不要工事であることを申請者へ確認しております。工事期間は令和８年７月１日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上１件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１０番について地元委員よりご報告がございましたが、こ

の件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見ないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は１１番。

１８番　松田則康委員

１８番委員、松田です。

１１番から１２番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

１１番は、個人が使用貸借権を設定し、個人住宅への転用許可申請を行うものです。農地区分は、農業公共投資の対象になっていない１０ｈａ未満の広がりのない生産性の低い農地で第２種農地と判断されます。代替地については周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地４７１㎡に木造平屋建て１棟の計画で、妥当な面積と判断をされます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますけれども、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査申請中とのことです。工事期間は令和８年１２月２５日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

１２番は、第２号議案の１番で承認をいただきました事業計画変更承認申請と同時に申請されたもので、不動産売買業を営む法人が所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。事業内容等につきましては、第２号議案の１番でご説明したとおりでございます。

以上２件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１１番、１２番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
次は１３番。

２１番　上島惠二委員

２１番委員、上島です。

１３番と１４番について地区委員会での協議状況をご報告します。

１３番は、所有権を移転し、農家住宅へ転用する申請です。なお本申請は国の収用事業国道５７号大津熊本道路工事に伴う移転になります。農地区分は、１０ｈａ以上の一団の農地の区域内にある農地で第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可ですが、今回の申請は土地収用法等土地の収用又は使用に関して定めている法律に基づくものであり、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては、周辺で代替地を検討されましたが、他に適当な土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地９５３㎡に農家住宅１棟及び農業用倉庫を建築し利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画等に問題はなく転用による周辺農地への影響もないものと思われます。農家住宅への転用のため、開発許可は不要です。申請地は、盛土規制法の宅地造成等規制区域ですが、盛土・切土を行わないことで規制対象外であることを確認いたしております。工事期間は令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

１４番は、所有権を移転し、農家住宅へ転用する申請です。なお本申請は１３番と同様に、国の収用事業国道５７号大津熊本道路工事に伴う移転になります。農地区分は、１０ｈａ以上の一団の農地の区域内にある農地で第１種農地と判断されます。第１種農地は原則不許可

ですが、今回の申請は土地収用法等土地の収用又は使用に関して定めている法律に基づくものであり、不許可の例外に該当するものと判断いたします。土地の選定にあたっては、周辺で代替地を検討されましたが、他に適当な土地がなく申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地２筆、合わせて９９８㎡に農家住宅１棟及び農業用倉庫を建築し利用する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画等に問題はなく転用による周辺農地への影響もないものと思われます。農家住宅への転用のため、開発許可は不要です。申請地は、盛土規制法の宅地造成等規制区域ですが、盛土・切土を行わないことで規制対象外であることを確認いたしております。工事期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上２件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしており、申請は妥当なものと承認いたしました。審議方よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１３番、１４番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

次は１５番。

２０番　福嶋徳行委員

２０番委員、福嶋です。

１５番から１７番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

１５番は、所有権を移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地

で第２種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で農地以外の土地を含め代替地を検討されましたが、他に条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地８５５㎡の内３６７㎡に木造平屋建て個人住宅１棟、建築面積１０２㎡を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたしました。資金計画、給排水計画に問題はなく、転用による周辺農地への影響もないものと思われます。集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要となりますが、開発行為事前審査の申出中です。工事期間は令和８年６月２０日から令和８年８月３１日までを予定とされており、許可後速やかに着手されることを確認しております。

１６番は、宅地建物取引業等を営む法人が、所有権を移転し建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第２種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で農地以外の土地を含め代替地を検討されましたが、他に条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地１，３２９㎡に木造平屋建ての建売住宅の４棟を建築されるほか、道路部分として利用される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画に問題はなく、転用による周辺農地の営農への支障もないものと思われます。集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要となりますが、開発行為事前審査の申出中です。工事期間は令和８年５月３１日から令和９年４月３０日までを予定とされており、許可後速やかに着手することを確認しております。

１７番は、第２号議案２番の事業計画変更承認申請に伴う地上権設定の申請で、事業内容等につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

以上３件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面、ともに許可基準を満たしており、申請地は妥当なものと協議いたしました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１５番、１７番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。
続きまして、第５及び第６号議案でございます。
この件につきましては、事務局より説明をお願いいたします。

事務局　　第５号及び第６号議案は関連ですので、併せて説明します。
まず、第５号議案、農地中間管理事業の推進に基づく農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理機構との所有権移転及び貸借）についてです。
一覧は、議案書１６ページをご覧ください。
まず、所有権移転です。
明細は、議案書１７ページの１番から１９ページの１１番までとなっており、熊本県農業公社からの売渡しが３件、同じく熊本県農業公社の買入れが８件で、面積は１１件合わせて田２万６，７９５㎡、畑３，５３０㎡の合計３万３２５㎡となっています。
次に、農地中間管理機構との貸借です。
明細は、議案書１９ページの１２番から３４ページの１０７番まで９６件となっており、契約期間別では６年未満が５３件、１０年以上が４３件、面積は９６件合わせて田２５万６，８１４．６１㎡、畑８万８，０６２㎡の合計３４万４，８７６．６１㎡で、権利の種類は賃借権、使用貸借権、利用内容は水稲、畑作物、果樹を予定されております。
続いて、第６号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案（配分）についてです。
明細は、議案書３５ページの１番から４番までの４件となっております。
なお、議案第５号及び第６号の各案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。
以上、説明を終わります。

議　　長　　ただいま事務局から説明がございましたとおり、第５号及び第６号

議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くこととされておりますので内容のご確認をいただき、ご意見などございましたら、お願いいたします。

一　　同　　なし。

議　　長　　それでは、この議案について承認される方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手多数。

議　　長　　ありがとうございました。

承認者多数と認めますので、提案どおり承認することに決定します。

続きまして、第７号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願３件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、１番、お願いします。

１２番　森山哲也委員

１２番委員、森山です。

１番から２番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

１番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は、水稲、キャベツ、白菜、ニンニク、ホウレンソウを栽培されている農家で、対象農地について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

２番は、贈与税及び不動産取得税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は水稲を栽培されている農家で、対象地について引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上２件、先日の地区委員会において証明書の交付については何ら問題ないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま１番、２番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見ないようですので、申請どおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、証明することに決定いたします。
次は、３番。

２０番　福嶋徳行委員
２０番委員、福嶋です。
３番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。
３番は、贈与税の納税猶予継続のための、引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。対象の農地１３筆につきましては、地元地区委員による現地調査の結果、全ての農地において引き続き農地として適正に管理、耕作されていることを確認しております。
先の地区委員会において調査内容に基づき協議した結果、願い出どおり証明することに何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま３番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、証明することに決定いたします。
続きまして、追加議案、農地法第１８条第１項の規定に基づく許可申請１件でございます。
それでは、調査委員会より協議状況のご報告をお願いいたします。

１４番　谷口憲治委員

調査委員会委員長の１４番委員、谷口です。

調査委員会の協議結果をご報告いたします。

１番は、農地法第１８条第１項の規定に基づく許可申請です。この案件は、市街化区域内の農地の賃貸借の解約申入れの許可申請で、合意解約ではなく、土地所有者からの単独申請です。

本案件につきましては、熊本市農業委員会調査委員会を２回開催し、調査及び協議を行いました。その結果、許可相当と判断し、総会において審議をお願いするものです。当該農地は、戦前からの権利不明小作で、申請人によりますと、賃借人に対し、令和６年１１月頃に賃貸借契約の合意解約を打診されましたが合意に至らず、令和７年２月の熊本地方裁判所への離作料確定の農地調停申立ての調停不成立を経て、今回の申請に至ったとのことです。

申請理由は、申請地を売却し、土地購入希望者が宅地分譲としての転用を計画しているとのことです。このため、調査委員会では、許可の要件である農地法第１８条第２項第２号の農地を農地以外のものにすることが相当とする場合に該当するかどうかを調査及び協議いたしました。そこで、その調査内容について詳しくご説明します。

農林水産事務次官通知(農地法関係事務に係る処理基準について)に記載されている判断基準によると、法第１８条第２項第２号に該当するかは、例えば具体的な転用計画があり、転用許可が見込まれ、かつ賃借人の経営及び生計状況や離作条件等からみて、賃貸借契約を終了させることが相当と認められるか等の事情により判断するものとすると明記されております。

このことを本案件に照らし合わせ、具体的な転用計画があり、転用許可が見込めるかどうか、また、賃借人の経営及び生計状況や、離作条件等からみて、賃貸借契約を終了させることが相当と認められるか、この２点について調査及び協議を行いました。

まず、一つ目の項目、具体的な転用計画についてですが、申請地は周囲を宅地に囲まれている市街化区域内にあり、申請人は申請地を売却するために不動産会社へ仲介を依頼しており、また、購入希望者からも宅地分譲としての土地利用計画図が提出されている状況から、宅地への転用は確実であると判断いたしました。

次に、二つ目の項目、賃借人の経営及び生計状況や離作条件等から見て、賃貸借契約を終了させることが相当と認められるかについてですが、賃借人は兼業農家で生計の維持に必要な程度の農業収入は上がっておらず、本件賃貸借契約を解約し、申請地を返還した場合でも賃

借人の生活状況に大きな影響は生じないと考えられます。
以上のことにより、本案件について総合的に判断しますと、農地法第１８条第２項第２号に掲げる農地を農地以外のものにすることを相当とする場合に該当するものと判断され、離作料の支払いを条件に本賃貸契約を終了させることは相当であると判断できるとの結論に至り、熊本市農業委員会調査委員会においては、許可相当であると判断したところです。
以上、ご報告いたします。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま調査委員会よりご報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　ご意見がないようですので、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。
全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。なお、この案件は農地法第１８条第１項の申請ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
続きまして、次第５の報告事項です。
事務局より説明をお願いします。

事務局　　議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。１番から７番までの合計１０１件となっております。件数のみ報告します。
以上です。

議　　長　　続きまして、その他１、農業経営基盤強化促進法に基本的な構想への変更に関する意見についてです。この件については、農業支援課より説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

農業支援課　　農業支援課の岡本です。いつもお世話になっております。
本日は貴重なお時間ありがとうございます。
農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更についてご説

明いたします。

ご案内のとおり、この基本構想は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定する計画でして、都道府県の基本方針に則して効率的、安定的な農業経営の目標、担い手の確保育成、農地の集積、利用に関するその他将来像を具体像に定めたものです。

資料としましては、クリップで用意してまいりました。Ａ３の資料１をご覧ください。

一番上のほうに、１に法の体系を図示しておりますが、国が基本要項を策定し、それを基に県が基本方針を策定します。県の基本方針に則して市町村が基本構想を策定することとなっております。上段の文章のところですが、熊本県は昨年７月に熊本県食料・農業・農村基本計画を策定しました。それを踏まえて、基本方針を変更しました。それに即して市町村、本市の基本構想を変更するものです。

変更に当たりましては、市は変更案について県と公文協議をすることになりますが、その際、農業委員会のご意見を添えることになっておりますので、本日、皆様にご審議をお願いするものでございます。変更原案につきましては、熊本県へ提出し、本日まで事前に予備協議を済ませているということを申し添えます。

それでは、変更の内容についてご説明します。

変更の全文は冊子として皆様方にご配付させていただいておりますが、主な変更点について、Ａ３の資料１でご説明いたします。

２の変更点をご覧ください。

まず、第１、農業経営基盤強化の促進に関する目標の①、目標とする年間農業所得についてですが、これは、認定農業者の認定手続の際に農家の方が作成されます農業改善計画の５年後の年間農業所得の目標についての基準を定める事項になります。

これにつきまして熊本県が県内の他産業従事者の所得状況を基に基本方針におきまして、従者者１人当たり、これまでおおむね４００万円でしたが、それをおおむね４５０万円に引き上げました。また、１経営体当たりとしてはおおむね８００万円からおおむね９００万円へ増額しました。本市の基本構想においても県に連動しまして、同様に引き上げるものです。

次に、②の新規就農者の現状につきまして、今回、このたびの変更に伴いまして、事前修正としまして、最新のデータに改定するものです。

続きまして、③、新たな農業経営を営もうとする青年等の確保に関する数値目標についてですが、アの確保、育成すべき人数の目標につ

いて、県が現状を基に６００人から４９０人に変更しました。本市の新規就農者の目標値を１００人から７０人に変更したいと思っております。これは、直近３か年の県内における本市の新規就農者の割合が１４％であることから、これを基に設定したところです。次にイの新たな農業経営を営もうとする青年等の労働時間、農業所得に関する数値目標ですが、これは認定新規就農者の認定基準を定めたものです。県の基本方針に合わせて就農から５年後の年間農業所得について２５０万円以上の目標につきまして、右側の朱書きの部分ですが、主たる従事者当たりを追記したいと思っております。

次に、第５、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地利用集積に関する目標、その他、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項及び第６、農業経営基盤強化促進事業に関する事項についてですが、前回変更しました令和５年９月時点から人・農地プランから地域計画の策定、推進への施策が強化されたこと、また、農地中間管理機構の役割強化、明文化など、法改正を基に文言を修正しているところです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議　　長　　ただいま変更案について説明がございました。この件について質問、意見などございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　それでは、この件について、意見のない方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手多数。

議　　長　　ありがとうございます。

意見なしの方多数と認めます。今回の変更案については、農業委員会は意見なしとして回答することに決定します。

続きまして、その他２、令和８年度農地等利用最適化推進施策を実現するための意見書策定に向けた意見書集約についてです。

この件について事務局から説明をお願いいたします。

事務局　　令和８年度農地等利用最適化推進施策を実現するための意見書策定に向けた意見集約について説明いたします。

昨年末に熊本県農業会議から依頼のあった本件について、１２月２５日付で農業委員、推進委員全員の皆様へこの件に関する意見書の提出依頼を行いました。昨年同様に、各委員の皆様から貴重なご意見をご提出いただきました。ご協力ありがとうございました。

つきましては、各委員からいただいた意見を事務局で取りまとめた意見書を本日資料としてお配りしております。Ａ４の両面になります。そちらについて、概要を説明をいたします。

配付資料の１、農地対策について、作業効率の向上や遊休農地発生防止のため、基盤整備を拡充し、迅速に進めること、また農地中間管理機構の機能強化と財政支援の拡大を求めます。

次に、２、担い手対策についてです。若者に選ばれる農業にするため、新規就農者への支援強化と農家が安心して経営を続けられる長期的な対策を求めます。３、農業委員会組織の体制強化です。委員会業務の増加に対応するため、国の予算増額が必要です。４、農業政策の推進についてです。地域計画が実現できる制度の整理、基盤整備の推進、物価高騰に対応した所得安定策の拡充を求めます。最後に５、その他についてです。女性委員の登用促進と委員定数を地域の事情に応じて、柔軟に設定できる制度を要望いたします。

以上、概要ですが、意見書案の内容となっております。なお、この意見で今回ご承認をいただきましたら、本市農業委員会の意見書として熊本県農業会議へ提出することにしております。何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

議　　長　　ただいま意見書案について説明がございましたとおりです。この件について何か質問、意見ございませんか。

一　　同　　なし。

議　　長　　それでは、この件について、意見のない方は挙手をお願いいたします。

一　　同　　挙手多数。

議　　長　　ありがとうございます。

意見なしの方多数と認めますので、提案どおり意見書を提出することに決定します。

最後に、その他３、地域計画に関する報告です。こちらも事務局から報告をお願いいたします。

事務局　　２月２６日に、地域計画のこの件に関しまして、農業政策課から農業委員会の意見聴取の依頼があっております。意見聴取への対応については、昨年８月の農業委員会総会でご承認いただいたとおり、農業経営基盤強化促進法の基本要項に基づき、事務局長専決により行うこととしておりました。３月４日付で既に熊本市長充てに回答をいたしておりますので、皆様にご報告いたします。

今後は、公告・縦覧期間、２週間程度ですけれども、それを経まして今年度末までには新たな地域計画が公表される予定となっております。なお、策定後の地域計画は本市ホームページにも公表予定となっております。あわせて、策定後の地域計画は、農業政策課（農業振興課室）で閲覧可能となる予定でございます。

農業委員、推進委員、各委員の皆様には、農業委員会事務局各分室でも確認できるように準備を行いますので、何とぞよろしくお願いします。

以上、報告です。

議　　長　　報告ありがとうございました。そのほか、事務局から何かございませんでしょうか。

事務局　　なし。

議　　長　　なければ、以上で本総会を終了します。長時間の審議お疲れさまでした。

なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第１８条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

一　　同　　挙手全員。

議　　長　　ありがとうございます。

全員賛成でございますので、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。ありがとうございました。

事務局　　ありがとうございました。
それでは、これにて閉会いたします。

閉　　会　午後１６時４０分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和８年３月９日

議　　長　　福　原　幸　一

署名委員　　深　水　進

署名委員　　西　村　清　敏

書　　記　　島　崎　裕　紀